

22 中国留学生内地見学旅行につき外務省申進の件通牒

〔昭和七年十月〕

文化一普通第六〇五号

昭和七年六月二日

(注記 1)

(注記 2)

(注記 3)

(注記 4)

学務課長

専門学務局長

外務次官 有田八郎

文部次官 栗屋 謙殿

中国留学生内地見学旅行ニ関スル件

従来当省文化事業部ニ於テハ中国留学生カ本邦留学ヲ終ヘ帰国
スルニ先チ日本内地ヲ旅行シテ見聞ヲ広メ且ツ学習セル処ヲ実
地ニ就キ研究スルハ極メテ有益ナルヲ認メ本邦専門学校以上ノ
各学校及東京鉄道講習所在学又ハ卒業ノ中国学生ニシテ指導教
授引卒ノ下ニ右旅行ヲ実施スル場合ニハ当該学校ノ申出ニ依リ
学生及教授ノ旅費ヲ一々補給シ居タル処近來關係学校中ニハ予
メ当方ヨリ指定セル条項ヲ実行セサルモノ往々之アリ最近一年
間ノ实例ニ見ルモ予定ノ旅行日数十四日以上ナルヲ恣ニ短縮シ
テ甚タシキハ七、八日ヲ以テ終了シ或ハ予定人員ヲ勝手ニ減シ
然カモ日数、人員ノ減少ニ対シ旅費ノ精算返納ヲ為ササリシ向

(下 札)

アリ又夕旅行終了後ハ遅滞ナク経歴並ニ見学状況報告書ヲ当方ニ提出スルコトト相成リ居ルニ拘ハラズ屢々督促セルモ尚之ヲ提出セサルモノモ有之実状ニシテ斯クテハ当方整理上支障ヲ生スルハ勿論自然折角有意義ナル此種計画モ当方トシテハ弊害除去ノ為余儀ナク之ヲ差控ヘサルヲ得サル仕儀ニ立至ルヘク甚々遺憾ノ次第ナルヲ以テ右ノ事情篤ト御含ミノ上此際中国留学生関係各学校当局ニ対シ一律注意喚起方御取計相成度ク此段御依頼申進ス

追テ従来中国留学生旅行ヲ実施セル東亜同文会、同仁会、日華学会及東京鉄道講習所ニ対シテハ当方ヨリ本信写ヲ添ヘ其ノ注意ヲ喚起シ置キタルニ付右為念申添ユ

(注記9) 文化一普通第七八四号

昭和七年〔六月〕〔七月〕〔六月〕〔七月〕〔七月〕

外務次官 有田八郎 印

文部次官 栗屋 謙殿

中国留学生内地見学旅行ニ関スル件

本件ニ関シテハ客月二日附文化一普通第六〇五号往信ヲ以テ申進置キタル次第有之処各方面ノ情報及報告ニ鑑ミ各学校ニ於ケル旅行ノ実施ハ予メ当部ノ承認ヲ経タル旅行日程ニ比シ往々短縮スルモノ多キ傾向アルハ旅行最少日数十四日ノ標準カ稍長キニ過タル為メナルヤニモ思惟セラルルニ付昭和七年度以降ニ於テハ旅行標準日数ヲ十日以上トシ補給旅費額モ亦学生一人当金

(注記8)

(注記10)

七拾円以内指導教授一名ニ付金百貳拾円以内ト改正致シタルニ付右様御了知ノ上貴管下専門学校以上ノ学校ニシテ留学生在学セル各学校へ御通知相成様致度此段申進ス

追テ今後留学生ノ内地見学旅行費補給申請書ハ相当日数ヲ見越シ貴省經由ノ上提出スヘキ様同時ニ通牒方御取計相成度尚御参考ノ為中国留学生内地見学旅行状況調一通添付致置キタルニ付申添フ

学校	指導者	旅行		地方長官報告其ノ他
		予定	実行	
明治大学	◎ 小島 憲 ◎ 太田黒敏男 教授 松岡熊三郎 春日井 蕨	第一團 八	第二團 七	第一團警視總監報告ニ留学生三五名大田黒小島両教授引率三月七日午后九時四五分東京駅発三月十六日帰京ノ予定(此ノ予定ハ当方へ提出ノモノヨリ四日間短縮)ニシテ之ニ依レハ十二日大阪発船中泊十三日別府見物トナリ居レリ
		報告書発着 月日ナシ		大分県知事報告ニ留学生三七名三月十日午前十時大田黒、小島両教授引率ノ下ニ大阪ヨリ来別午後一時ヨリ見物十一日午前八時別府発琉球丸ニテ宮島ニ向ケ出發(此処ニ日短縮)
				以上ニ依レハ第一團ハ当方へ提出シタル日程ニ比シ少クモ六日間ハ短縮シタリ(但シ報告書ニ發着月日ナシ)

校	明治専門学校	長崎高等商業学校	中央大学	早稲田大学	専修大学	京都帝国大学	東京医学専門学校	東京商科大学	
教授	高尾善一	助教 中村俊誠	教授 和田清	課長 中村芳雄 講師 石原庄平	講師 小泉嘉章	嘱託 堀隆 山本俊雄	助教 小暮行雄	教授 渡辺大輔	
自	二月 七日	自 月 五日	自十二月 八日	自十二月 二十五日	一四	自二月 二十九日	自 月 一日	自二月 十五日	
至	二月 十一日	至 月 六日	至二月 二十四日	至一月 二十五日	一四	至三月 二十九日	至四月 一日	至三月 十八日	
予定	予定ニ同シ	予定ニ同シ	自十二月 七日至一月 十五日	自十二月 七日至一月 十五日	一四	報告予定ニ同シ	予定ニ同シ	自三月 廿八日至四月 九日	
△	△四			△二		△一		△五	
四日短縮	福岡県知事報告II三月八日発十日ノ予定		予定ニ対シ二日短縮シタルモノ四日間施行			京都府知事報告II三月二十二日發三十日着三月三十一日發四月三日着(旅行日数一三日)指導者ハ中途交代			第二団日華学会報告II三月二十三日午後一〇時五七分東京駅發三月二十九日午前八時一五分東京駅着(此ノ旅行七日間)旅費実費五五円ナリトテ四五五円宛各自ニ分配シタリ 指導教授ハ申請四名ノ処実行ハ大田黒、小島両教授ニテ二回宛旅行セリ

(注記15)

昭和七年九月十日起案

学務課長 (服部) (注記14)

専門学務局長 (赤間)

次官 (栗屋)

実業学務局長 (薄池)

普通学務局長 (花押)

(小笠原) (中島)

(川原)

(船越)

(佐藤)

(小菅)

(注記11) 官專二二一号

定決裁 9月27日

文書課長 (宮下)

送発 10月1日

起案者 (久住)

(注記12)

(注記13)

校	東京美術学校	同仁会	学	慶応義塾大学	習所	東京鉄道教	横浜高等工業高校	学	神戸商業大学
旅行ニ参加	日本学生ノ	杉田 祐一 外一名	教授 加田 忠臣	嘱託 山中 寛治	助教 阿部 滋弘	生島廣治郎	助教授 生島廣治郎	助教授 生島廣治郎	助教授 生島廣治郎
自 四月 一三日	自 四月 一三日	自 四月 一四日	自 三月 下旬	自 二月 十五日	自 二月 十日	自 二月 十五日	自 二月 十日	自 二月 十日	自 二月 十日
至 四月 二九日	至 四月 二九日	至 四月 一四日	至 三月 十九日	至 二月 二十八日	至 二月 十五日	至 二月 十五日	至 二月 十五日	至 二月 十五日	至 二月 十五日
予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ	予定ニ同シ
△六	△一	△一	△二	△二		△四			
王 文 溥 興 謨	大 阪 解 散 ノ 為 ニ 三 日 ト ナ レ リ 東 京 婦 着 者 ハ 一 四 日 指 導 者 ハ 中 途 交 代			警 視 総 監 報 告 II 三 月 十 七 日 發 二 十 八 日 帰 着 ノ 予 定				兵 庫 県 知 事 報 告 II 三 月 十 一 日 發 二 十 一 日 帰 着 ノ 予 定	

支那留学生内地見学旅行ノ件

案

年月日

専門局長

別記学(校)長宛

支那留学生ノ内地見学旅行ノ件

従来外務省文化事業部ニ於テハ支那留学生ノ其学業ヲ終ヘ帰国
 スルニ先チ日本内地ヲ見学旅行シ其学習セル処ヲ実地ニ就キ研
 究スルハ有益ナルヲ認メ学校ニ於テ指導教官引率(留学生五名
 以上)ノ下ニ右旅行ヲ実施スル場合ハ当該学校ノ申出ニ依リ指
 導者及留学生ニ対シ旅費ヲ補給シ居タル処今般旅行標準日数及
 補給額ヲ左記ノ如ク改(正シ)(加筆)之ヲ実施スルコトト相成タル
 旨外務省ヨリ申越(シ)タルニ付右様御了知相成度猶今後本件旅
 費補給申請書ハ出発前相当日数ヲ見越シ必ス当者經由ノ上外務
 省(加筆)御提出相成様致度此段申添フ

記

一、旅行標準日数八十日以上トス

一、補給旅費額ハ指導者一名ニ付金百弍拾円以内留学生一人
 当金七拾円以内トス

(抹消)備考

本文中支那留学生トアルヲ中華民國(留學生)並滿州国留学
 生ト訂正セラレタシ

学校名(本年五月末調査ニ係ル留学生ノ在学スル学(校)名)
 (ママ)

- | | | |
|------------------------|----------------|----------------|
| ✓(加筆) 東京帝大 | ✓(加筆) 立教大学 | ✓(加筆) 鹿兒島高農 |
| ✓(加筆) 京都帝大 | ✓(加筆) 同志社大学 | (抹消) 盛岡高農 |
| ✓(加筆) 東北帝大 | (抹消) 立正大学 | ✓(加筆) 千葉高園 |
| ✓(加筆) 九州帝大 | (抹消) 上智大学 | ✓(加筆) 長崎高商 |
| ✓(加筆) 北海道帝大 | ✓(加筆) 専修大学 | ✓(加筆) 山口高商 |
| ✓(加筆) 東京商大 | ✓(加筆) 大正大学 | ✓(加筆) 名古屋高工 |
| ✓(加筆) 神戸商大 | 一 高 | (抹消) 横浜高工 |
| ✓(加筆) 大阪商大 | 二 高 | ✓(加筆) 仙台高工 |
| ✓(加筆) 千葉医大 | 三 高 | ✓(加筆) 明治専門 |
| ✓(加筆) 長崎医大 | 四 高 | ✓(加筆) 東京高芸(加筆) |
| ✓(加筆) 東京文理大 | 五 高 | (抹消) 福井高工 |
| ✓(加筆) 広島文理大 | 六 高 | ✓(加筆) 秋田鉾山 |
| ✓(加筆) 東京工大 | 七 高 | ✓(加筆) 東京医専 |
| 大阪工大 | 八 高 | ✓(加筆) 日本歯科 |
| (抹消) 愛知(加筆) 名古屋(加筆) 医大 | ✓(加筆) 水戸 | (抹消) 大阪薬専 |
| ✓(加筆) 慶応大学 | 浪速 | ✓(加筆) 関西学院 |
| ✓(加筆) 早稲田大学 | ✓(加筆) 成城 | ✓(加筆) 日大専門学校 |
| ✓(加筆) 明治大学 | ✓(加筆) 東京美術 | (抹消) 東京歯科 |
| ✓(加筆) 法政大学 | ✓(加筆) 東京外語(加筆) | (抹消) 東京物理 |
| ✓(加筆) 日本大学 | ✓(加筆) 東京音楽(加筆) | (抹消) 昭和医専 |
| ✓(加筆) 中央大学 | ✓(加筆) 上田蚕糸 | (抹消) 東京写真 |
| ✓(加筆) 東京農大 | ✓(加筆) 東京高蚕 | ✓(加筆) 日本女大 |
| ✓(加筆) 東京慈恵会 | ✓(加筆) 京都高蚕 | ✓(加筆) 日本女子体育 |

〔抹消〕
〔加筆〕
〔共立女薬〕

〔抹消〕
〔加筆〕
〔帝国女子医薬〕

〔抹消〕
〔大阪女高医〕

〔抹消〕
〔東京女歯〕

〔加筆〕
〔東洋女歯〕

〔加筆〕
〔東京女子美術〕

〔加筆〕
〔東京高師〕

〔加筆〕
〔広島高師〕

東京女高師

奈良女高師

〔注記1〕

〔○本省〕
〔京都帝大、長崎高商〕

〔注記2〕

〔加筆〕
〔二応〕
〔供閲〕

〔注記3〕

〔文部省〕
〔昭和7・6・3〕
〔官專21号〕

〔注記4〕

〔347〕

〔注記5〕

〔裁決定〕
〔6月2日〕

〔注記6〕

〔○外務省トノ交渉事項（七・六・二〇）ノ1、最近ノ実例ヲ纏メタル書面ヲ〔外務省ヨリ〕送付シ来ルコトノ2、爾後中国留學生内地見学旅行ニ関スル書面ハ文部省ヲ經由スルコトノ3、文部省ヨリ第二項ノ旨ヲ関係学校ニ通知スルコト（以上）

〔注記7〕

〔三六〕
〔簿冊内件名番号〕

〔注記8〕

〔別紙添付〕

〔注記9〕

〔文部省〕
〔昭和7・7・8〕
〔官專258号〕

〔注記10〕

〔426〕

〔注記11〕

〔完決〕

〔注記12〕

〔抹消〕
〔施行前要再回〕

〔注記13〕

〔抹消〕
〔加筆〕
〔久住〕
〔347〕
〔426〕
〔印〕

〔注記14〕

〔記録掛〕
〔12・2・26〕
〔受領〕

〔注記15〕

〔回付月日〕
〔九月二二日〕
〔普通〕
〔九月二六日〕
〔実業〕

〔下札〕

〔種別〕
よ一ノ聯繫
ね、対支、出張ノ登録追加ノ件名
外務省
申進、東京帝大等へ通牒、支那留學生ノ内地見学旅行標準日数及補給額改正等ノ番号
官專二、一一ノ結了年月日
昭七、一〇、
一ノ保存年限
ムキノ枚数
10

〔自昭7年至昭10年 学生生徒総規
第4冊〕
文部省 3A, 32-6, 2453